

## 21 世紀型企业への転換を図る

### ■ これからの外国人雇用を考える ! その① ～ 入管法の改正と対応 ～

#### 現在の在留管理制度とは !!

在留管理制度の対象となるのは、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人のことをいいます。

- ① 「3ヶ月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人



この制度の対象となる中長期在留者は、たとえば、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方であり、観光目的で日本に短期間滞在する方は対象となりません。

かつての外国人登録制度は廃止され、対象の方には「在留カード」が交付されます。

#### 「在留カード」は、どういうカード？

新たな在留管理制度の導入に伴い交付される在留カードは、対象となる外国人に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。また、偽変造防止のためICチップが搭載され、券面記載事項の全部又は一部が記録されます。  
在留カードの記載事項等については、以下をご覧ください。

| 日本国政府 在留カード 第.....号                                                                                                                                                                            |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <b>《法律上の記載事項》</b><br>①氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は入管法第2条5号ロに規定する地域<br>②住居地（本邦における主たる住居の所在地）<br>③在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日<br>④許可の種類及び年月日<br>⑤在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日<br>⑥就労制限の有無<br>⑦資格外活動許可を受けているときはその旨 | 顔写真<br><br><br><br><br><br><br><br>法務大臣 捺印 |

外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されます！  
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）等は記載されません。

#### = 有効期間 =

##### 16 歳以上の方

- ▶ 永住者 → 交付の日から7年間
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日まで

##### 16 歳未満の方

- ▶ 永住者 → 16 歳の誕生日まで
- ▶ 永住者以外の方 → 在留期間の満了日又は16歳の誕生日の早い方まで

在留カードが交付されている方は、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票が作成され、平成 25 年 7 月 8 日から、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）および住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されました。

このことにより、外国人の方にも住民票記載事項証明書の提出を求めることができます。

出所：入国管理局ホームページ

## 在留カードの確認方法は？

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。

観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

### ◇ ポイント 1 「就労制限の有無」の欄

一部就労制限がある場合は、その制限内容を確認してください。

次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」（在留資格「技能実習」）
- ③「指定書により指定された就労活動のみ可」（在留資格「特定活動」）

※「就労制限なし」の記載がある場合は、就労内容に制限はありません。

（②および③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認する必要があります。）



### ◇ ポイント 2 在留カード裏面の「資格外活動許可」の欄

ポイント 1 で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可（原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く）」
- ②「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」→資格外活動許可書の確認



### ◆ 在留カードを所持していなくても就労できる場合

以下に該当する方については、在留カードを所持していなくても、就労できる場合があります。旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

なお、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんので注意しましょう。

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 外国人登録証明書から在留カードへの切替えを済ませていない方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方



## 外国人登録証明書の有効期限は？！

中長期在留者の方が所持している外国人登録証明書（従来の外国人登録証）は、一定の期間、「在留カード」とみなされますが、遅くとも平成27年7月8日までに、外国人登録証明書を在留カードに切り替えることになっています。

在留カードへの切替えの手続きは、入国管理局の窓口にて行っておりますので、すでに勤務されている外国人の方で、在留カードを所持されていない方がおられましたら、切替え手続きをされるようにご指導ください。



労使トラブル業種別診断サービス ⇒ <http://www.iwaki-pmo.co.jp>

## 技能・研修制度の見直し ？！

研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、次の活動を行うことができる在留資格「技能実習」が新たに設けられています。

### ① 「講習による知識修得活動」および「雇用契約に基づく技能等修得活動」

◇ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動

⇒ 企業単独型

◇ 商工会等の営利を目的としない団体の責任および監理の下で行う活動

⇒ 団体監理型



### ② ①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動

この見直しにより、雇用契約に基づき行う技能等修得活動は、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになります。

また、①から②への移行は、在留資格変更手続により行うこととなります。

#### その他関係省令の改正等

- ・受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化
- ・重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長
- ・送出し機関と本人との間の契約内容の確認の強化 など



## 不法就労にご注意 ？！

不法就労となるのは、次の3つの場合です。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた企業も罰せられます。改正により罰金も 300 万円に引き上げられていますのでご注意ください。

### ① 不法滞在者が働くケース

(例) 密入国した人、オーバーステイの人



### ② 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) 観光や知人訪問の目的で入国した人、留学生で許可を受けずにアルバイトする人

### ③ 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例) 外国料理店のコックとして働くことを認められた人が、製造工場で単純労働者として働く場合など

#### 入管法第 73 条の 2 【不法就労助長罪】

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関し斡旋した者

労働基準監督署への是正報告対応 ⇒ フリーダイヤル 0120-81-4864